

令和2年度

財政援助団体等監査報告書

仙北市監査委員

仙 発 監 第 1 0 号
令和 3 年 2 月 1 5 日

仙 北 市 長 門 脇 光 浩 様
仙 北 市 議 会 議 長 黒 沢 龍 己 様
仙 北 市 教 育 委 員 会 教 育 長 熊 谷 徹 様

仙 北 市 監 査 委 員 高 橋 祐 策

仙 北 市 監 査 委 員 小 林 幸 悦

令和 2 年 度 財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により、令和 2 年度の財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

目 次

第1	監査の期間	6
第2	監査の執行年月日及び対象団体	6
第3	監査の方法	6
第4	監査の結果	7
	仙北市スポーツ少年団本部補助金	8
	勤労青少年ホーム・外ノ山テニスコート【公の施設の指定管理者】	10
	田沢湖・角館観光協会補助金	12
	仙北市活性化施設（かたくり館）【公の施設の指定管理者】	14
	仙北市産業祭実行委員会負担金	16

注) この報告書における機関名（所管課・担当課）は、令和2年10月1日時点の名称である。

令和2年度財政援助団体等監査報告書

第1 監査の期間

令和2年11月4日から令和3年2月15日まで

第2 監査の執行年月日及び対象団体

財政援助団体等については、令和元年度に市が補助金等の財政的援助を与えた団体等の中から次の団体等を抽出し、監査を実施した。

なお、このうち仙北市産業祭実行委員会負担金については、書面監査として事前に提出された資料に基づき質問事項を照会し、文書による回答を得る方法により実施した。

執行年月日	所管課等	監査対象補助金等
令和2年 11月5日（木）	スポーツ振興課	仙北市スポーツ少年団本部補助金
	生涯学習課	勤労青少年ホーム・外ノ山テニスコート 【公の施設の指定管理者】
11月6日（金）	観光課	田沢湖・角館観光協会補助金
11月9日（月）	農林整備課	仙北市活性化施設（かたくり館） 【公の施設の指定管理者】
（書面監査）	農業振興課	仙北市産業祭実行委員会負担金

第3 監査の方法

監査対象団体等に係る出納その他事務の執行について、適正かつ効率的に行われているか、また、それに関する所管課等の事務が適正に執行されているかについて、関係諸帳簿の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、その他必要と認めた監査を実施した。

なお、監査における主な着眼点は次のとおりである。

(所属部局関係)

- (1) 補助金等の決定は、法令等に適合しているか。
- (2) 補助金等交付要綱は整備されているか。
- (3) 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性が認められるか。
- (4) 補助対象経費が明確になっているか。
- (5) 任意団体等に対する補助金等の経理についての指導監督は適切に行われているか。
- (6) 補助金等の効果、条件履行の確認は実績報告書等により行われているか。

(団体等関係)

- (1) 補助金等の交付申請書の提出、補助金等の請求・受領は適時に行われているか。
- (2) 補助事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分に効果が上げられているか。
- (3) 補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 補助金等の収支等会計経理は適正に行われているか。
- (5) 出納関係の帳票の整備、記帳は適正か。
- (6) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (7) 実績報告は適正に行われているか。

第4 監査の結果

今回の財政援助団体等監査では、5団体における補助金等について実施し、その内書面監査1件、説明を求めたものを4件とした。

補助金交付金及び負担金の出納に関する出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されているものと認められたが、一方で補助金交付のルール確定の明瞭さをやや欠く状況も見受けられた。例えば補助金の端数処理の方法が定められていなかったり、補助対象経費が明確でないケースが見受けられる。担当者の裁量に委ねられるような現況は、好ましいものではない。担当者が変わっても一定の支給基準が保たれるよう、補助交付規則に規定を追加したり、新たに会計基準を設けるなどの対策をお願いしたい。

また、仙北市処務規則で「観光協会に関すること。」のように、規則等で団体名が定められている団体に対する補助金については、収益ごとの内訳が詳らかになるよう、事業完了後に、提出される書類とともに当該団体の損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書又はそれらの代替書類などにおいても確認するよう要望する。

公の施設の指定管理者についても概ね適正に処理されているものと認められる。ただし、長期的な契約になることから、慣例化することも懸念される。協定書や仕様書の内容については、年度ごとの締結や更新の際など今一度精査し、現況に沿った内容に更新いただくようお願いする。

各団体の概要等は、次頁以降のとおりである。なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、所管課長等に対して改善又は検討を要望したので、記述を省略する。

仙北市スポーツ少年団本部補助金

1. 補助金等の名称 仙北市スポーツ少年団本部補助金
2. 担当部課等名 仙北市教育委員会スポーツ振興課
3. 交付団体等 仙北市スポーツ少年団
4. 補助金等交付金額 1,600,000円
5. 補助金等交付決定年月日 平成31年4月1日
6. 実績報告年月日 令和2年3月31日
7. 補助金等交付根拠等 仙北市スポーツ少年団本部規約
仙北市スポーツ少年団補助金交付要綱
8. 事業の目的 スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図り、楽しく、元気に安全に活動できる環境の設備と青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とする。
9. 事業の内容 ①7月末までに日本スポーツ少年団への登録集計（仙北市分）を終え、県に報告。
②8月初旬までに全団に第一次育成費を支給。第二次育成費については、常任委員会で検討し、3月末まで支払いを決定。
③全県大会以上の大会に参加した団に仙北市スポーツ少年団補助金交付要綱により大会派遣費を助成。
④指導者養成講習会受講集計、また、指導者にはスポーツ少年団指導者倫理規定に基づく指導の周知。
10. 事業の効果・実績 (効果)
指導者の養成と資質の向上、少年団の育成・活動の充実
また、大会派遣費の補助等単位団の活動・運営等に寄与する。
(実績)
団総数は26団、団員総数は564名、指導者総数（本部登録者も含む）は354名。各団に団員登録数に応じて育成費補助金を支給。育成費補助金総額は1,332,800円。（第一次育成費7月末・第二次育成費3月末）
また、派遣費補助金は県大会以上の大会に参加した7団体に対し総額275,627円を支給。
(コロナウイルス感染拡大防止のため、大会が急遽中止となった団も有)

11. 事業収支の状況

(収入)

項 目	決算額 (円)
(市) 補助金	1,600,000
登 録 料	1,082,800
研 修 参 加 費	195,160
雑 収 入	10
繰 越 金	164,027
合 計	3,041,997

(支出)

項 目	決算額 (円)
総 務 費	1,063,368
事 業 費	1,813,587
予 備 費	15,000
合 計	2,891,955

収入金額

3,041,997円

支出金額

2,891,955円

= 150,042円

監査委員の意見

旅費や大会派遣補助金等で円未満の端数処理が数点確認されたが、基準が明確に記されていないため、団体ごとに取り扱いが違ったり、担当者の異動でも取り扱いが変わることが懸念される。会計基準等を明確にさせていただくことを望む。

また、同じく大会派遣費補助金の交通費については、給油時の領収書を基に支出しているが、各団体からの報告に一貫性がなく公平な支出となっているか、疑問である。事務も煩雑化しており、補助金の交通費についての積算基準も見直しを検討してもよいのではないか。

勤労青少年ホーム・外ノ山テニスコート

(公の施設の指定管理者)

1. 施設 の 名 称 勤労青少年ホーム・外ノ山テニスコート
2. 施設 の 所 在 地 仙北市角館町外ノ山19番地
3. 担 当 部 課 等 名 教育委員会 生涯学習課
4. 根 拠 条 例 等 仙北市勤労青少年ホーム条例
仙北市勤労青少年ホーム管理規則
仙北市外ノ山テニスコート条例
仙北市外ノ山テニスコート管理規則
5. 設 置 目 的 ○勤労青少年ホーム
勤労青少年の福祉の増進と健全な育成を図るため、仙北市勤労青少年ホームを設置する。
○外ノ山テニスコート
市民の健全な余暇活動を推進し、明るく豊かな生活に資するため、体育施設として仙北市外ノ山テニスコートを設置する。
6. 開館時間及び休館日 ○開館時間：午前9時から午後10時まで
(テニスコートは午前10時から)
○休 館 日：毎週月曜日
国民の祝日に関する法律に規定する休日
12月29日から翌年1月3日まで
(テニスコートは上記に加え、
11月30日から4月10日まで)
7. 施設 の 概 要 敷地面積：
勤労青少年ホーム3,544.00㎡(うち建物726.00㎡)、
外ノ山テニスコート3781.37㎡(ハードコート1面)
8. 指定管理者選定方法 公募
9. 指 定 管 理 者 名 仙北市体育協会
10. 指 定 期 間 平成29年4月1日～令和4年3月31日
11. 指 定 管 理 料 令和元年度 4,383,000円
12. 利 用 料 金 制 導入済

13. 指定管理者の主な業務

- ・ 勤労青少年に関する活動の拠点としての業務
(イベントの企画、資料の展示等)
- ・ 提示、研修及び会議のための施設提供
- ・ 施設及び設備の利用及び維持管理
(受付、使用許可、修繕・保守点検、要望・苦情処理等)
- ・ 地元団体等への利用促進と連絡調整
- ・ 市民やボランティア等と協働事業推進
- ・ 利用者の安全確保及び事故等緊急時の対応
- ・ 台風や大雨、大雪、震災等の自然災害への対応
- ・ 上記に掲げるもののほか、指定管理者が勤労青少年ホーム及びテニスコートの運営上必要と認められる業務

14. 令和元年度決算状況

(収入)

項目	決算額 (円)
指定管理料	4,383,000
使用料収入	249,970
管理手数料	64,912
繰越金	4,687
その他収入	8,340
合計	4,710,909

(支出)

項目	決算額 (円)
人件費	2,912,269
電気料	632,565
水道料	110,060
燃料代	97,459
設備等保守点検費	171,810
清掃・警備費	531,936
施設維持補修費	86,502
事務費	112,243
予備費	49,120
合計	4,703,964

収入金額

4,710,909円

支出金額

4,703,964円

= 6,945円

監査委員の意見

仕様書の物品一覧が、数年ほど更新された様子がない。取得から30年以上経った物品や消耗品的なものまで登録されており、今一度精査いただきたい。

田沢湖・角館観光協会補助金

1. 補助金等の名称 田沢湖・角館観光協会補助金
2. 担当部課等名 観光商工部 観光課
3. 交付団体等 一般社団法人田沢湖・角館観光協会
4. 補助金等交付金額 30,906,000円
5. 補助金等交付決定年月日 平成31年4月2日
6. 実績報告年月日 令和2年4月10日
7. 補助金等交付根拠等 無
8. 事業の目的 「私たちは地域の歴史・文化を育み観光産業を通じ、市民や旅人を幸せにします。」を理念とし、仙北市の観光産業の振興を推進するため地域経済の発展と生活及び文化の向上に寄与することを目的とする。
9. 事業の内容
 - ・ 秋田県、(一社)秋田県観光連盟、地方公共団体、関係諸団体との観光連携に関する事。
 - ・ 観光協会の誘客促進に関する事
 - ・ 観光情報の集発信及び宣伝に関する事
 - ・ 観光環境の整備に関する事
 - ・ 観光資源並びに観光素材の調査及び研究に関する事
 - ・ 観光関連商品の販売促進に関する事
 - ・ 観光誘客事業の実施及び協力に関する事
 - ・ 各地域固有の事業継承に関する事
 - ・ 旅行業法に基づく旅行業に関する事
 - ・ 駐車場の管理及び運営に関する事
 - ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
10. 事業の効果・実績
 - (効果)

観光ブランドとして認知が図られている「田沢湖・角館」を積極的にPRすることにより、観光地としての宣伝効果を高めることができる。観光産業の振興による地域経済の活性化が期待できる。
 - (実績)
 - 〈広告宣伝事業〉
 - ・ ホームページの修正及び多言語化
 - ・ 雑誌、新聞広告等 12件
 - ・ ポスター製作 (田沢湖支部 500枚、角館支部 3,300枚、西木支部 100枚)

〈誘客促進事業〉

- ・キャンペーン・キャラバンへの参加
（教育旅行の誘致や首都圏での観光PRキャンペーン等 計7回）
- ・海外宣伝誘客として中国、台湾での観光PR及び視察

〈おもてなし向上事業〉

- ・インバウンドセミナーの実施
- ・仙北市商工会と連携し、キャッシュレス決済導入推進に向けた連携事業

〈駐車場管理運営事業〉

- ・平成31年4月20日～令和元年11月10日の83日間。

11. 事業収支の状況

(収入)

項目	決算額(円)
(市)補助金	8,500,000
協賛金	260,000
雑収入	8
繰越金	40,645
合計	8,800,653

(支出)

項目	決算額(円)
宣伝費	980,269
施設整備費	4,273,952
部隊関係費	500,000
交通整理関係費	2,547,600
協賛事業費	385,000
食糧費	55,194
事務費	21,870
合計	8,763,885

収入金額

8,800,653円

支出金額

8,763,885円

= 36,768円

監査委員の意見

補助交付規則がなく、補助対象経費が定められていないことから、所管課又は担当者の裁量によって支出基準が変わったり、誤って営業的収支に関わる経費へ支出するような事態も懸念される。

担当者が変わっても一定の支給基準が保たれるよう、新たに会計基準を設けるなどして、補助金の対象が他者の目から見てもわかるような対策を検討されたい。

仙北市活性化施設（かたくり館）（公の施設の指定管理者）

1. 施設 の 名 称 仙北市活性化施設（かたくり館）
2. 施設 の 所 在 地 仙北市西木町小山田字八津249番地 1
3. 担 当 部 課 等 名 農林部 農林整備課
4. 根 拠 条 例 等 仙北市活性化施設条例
5. 設 置 目 的 仙北市の農林業活性化のために必要な研修や情報交換などの活動拠点とし、市の農林水産物や自然産物並びにこれらの加工品を開発し地域の活性化に資するため、仙北市活性化施設を設置する。
6. 開館時間及び休館日 ○開館時間：午前8時30分～午後5時15分
（施設利用がある場合午後10時まで）
○休 館 日：毎週土曜日（4月, 5月, 10月, 11月を除く）
8/13、12/28～1/3
7. 施設 の 概 要 敷地面積 4,212㎡
（施設 438㎡、ガラスハウス 621㎡、広場 17,800㎡）
8. 指定管理者選定方法 公募
9. 指 定 管 理 者 名 北小山田常会
10. 指 定 期 間 平成31年4月1日～令和6年3月31日
11. 指 定 管 理 料 令和元年度 3,211,000円
12. 利 用 料 金 制 導入済
13. 指定管理者の主な業務
 - ・ 農林水産物の加工及び特産品加工開発業務
 - ・ 伝統工芸品である鎌足和紙の製作技術の普及業務
 - ・ 観光案内に関する業務
 - ・ その他農林業の活性化に資する業務
 - ・ 施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
 - ・ 上記に掲げるもののほか、市長が施設の管理上必要と認める業務

仙北市産業祭実行委員会負担金

1. 補助金等の名称 仙北市産業祭実行委員会負担金
2. 担当部課等名 農林部農業振興課
3. 交付団体等 仙北市産業祭実行委員会
4. 補助金等交付金額 1,000,000円
5. 補助金等交付年月日 令和元年8月8日
6. 事業の目的 あらゆる産業に関係する市民が一堂に会し、明日の産業の振興と商工業の躍進に寄与すること。
7. 事業の内容 例年開催時期：10月中旬～下旬 土・日曜日 2日間開催。
「農林産物等品評会」の開催に合わせ、仙北市・仙北市農業委員会・秋田おぼこ農業協同組合・仙北市商工会・秋田県農業共済組合・仙北東森林組合の共催により、「農・商・工が手をつないで！」をテーマに、農産物等の展示、地元農産物の販売や食の提供。その他ステージ発表などの各種イベントを開催。
また、農林産物等品評会に出品された農産物の即売会を行う。
共催の各団体からの負担金により運営。
品評会上位入賞者への副賞の手配や、イベント謝礼、会場整備、開催当日の警備員配置等に支出している。
8. 事業の効果・実績 (効果)
農林産物等品評会での上位入賞を狙い、有料農産物の出品に向け、農家の生産意欲を高めている。また、市内のこども園・小学校のステージ発表などで集客率の向上を目指し、ついでには、市内の農産物や企業活動などを広くPRする場として事業効果を図っている。
(実績)
新規作物等の知名度向上や、市内産食品の販路拡大に貢献している。

9. 事業収支の状況

(収入)

項目	決算額 (円)
(市)負担金	1,000,000
他団体負担金	400,000
電気使用負担金	21,000
雑収入	90,773
繰越金	119,786
合計	1,631,559

(支出)

項目	決算額 (円)
報償費	55,600
消耗品費	42,848
食料費	4,000
燃料費	0
商品・記念品代	165,507
印刷製本費	77,760
イベント開催費	490,021
会場整備費	398,445
通信費	0
手数料	11,793
委託料	232,540
買入金	72,850
予備費	0
合計	1,551,364

収入金額

1,631,559円

支出金額

1,551,364円

= 80,195円

監査委員の意見

複数人で確認しているにも関わらず、支出伝票の記載内容と請求書等の添付書類の記載内容に相違があるものが数点見受けられた。チェック体制の強化、意識の向上をお願いしたい。また、現金の受け渡しにかかる会計処理も行われているが、伝票のみの会計処理となっているもの、受領書を受け取っているものと対応が統一されていない。謝礼や釣り銭分の現金收受の際は、可能な限り受領書等を徴収し、支払い側、受け取り側が相互に確認できる仕組み作りが必要と思われる。